

令和6年度女性の視点を取り入れた地域防災推進パンフレット作成業務 企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度女性の視点を取り入れた地域防災推進パンフレット作成業務（以下「本業務」という。）

2 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

3 業務の目的

災害から受ける影響や、避難所運営・災害備蓄等におけるニーズは、男女によって異なるため、災害対応に当たっては男女双方の視点を取り入れることが重要である。しかし、防災分野への女性の参画割合は低く、男性の理解も十分とはいえない現状にあることなどから、女性視点の意見は反映されにくい傾向がある。

本業務では、災害時において主に性差から生じる様々な課題を解決していくためには、女性の参画と男性の理解を促進することが重要であるということ、防災パンフレットを通じて、広く一般に普及啓発することを目的とする。

4 業務内容

本業務を受託した事業者（以下、「受託者」という）は、次の事項に留意の上、企画・構成案の作成、取材、撮影、データの加工、原稿作成、編集、デザイン、印刷、製本、電子データの作成までの一切の業務を行うこと。内容は受注者から提案された企画内容を踏まえつつ、宮城県（以下、「発注者」という）と緊密かつ十分に協議し決定する。

(1) 運営体制の構築及び計画の策定

受注者は、事業受託決定後、委託者と協議の上速やかに運営計画書を作成するとともに、業務に当たっては、業務全体の責任者、各業務の担当者を定め、運営体制を構築し、発注者に報告すること。

(2) パンフレットの作成・発行

イ 仕様

(イ) 発行回数 1回

(ロ) 取材 2回程度

(ハ) 部数 2, 700部以上

(ニ) 規格 A5判 両面カラー印刷 16ページ程度

(ホ) 製本 再生紙90kgベース 中とじ

(ヘ) 校正 2回以上

ロ 内容

(イ) 作成に当たっては、業務の目的及び以下の基本方針を踏まえること。

- ・避難所運営等の災害対応における男女の視点やニーズには相違があり、性差から生じる物資や生活様式等の課題解決に当たっては、女性の参画及び男性の理解が重要であるということ、性別や防災意識の濃淡に関わらず、県民全体に広く周知できる内容であること。また、その中でも特に、防災に関心の薄い女性の関心を引く内容とすること。
- ・避難所運営や災害用備蓄において男女の視点やニーズの違いが反映されにくい現状は、自宅を離れることや避難所生活に対する抵抗感へ繋がり、避難行動を妨げる要因の一つとなり得る。そのような避難所等への不安感を払拭する為に、「誰もがためらわずに避難行動を取るために、みんなに知っておいてほしいこと」を伝え、性別や世代を超えた相互理解を図ること。
- ・災害という非常時においても、被災者が互いの心身の健康、尊厳、安全等を守る方法について、各々が自分事として問題意識を持つよう啓発すること。

(ロ) 記事構成及び内容並びに取材先については、受注者と発注者の協議により決定する。

なお、例えばエッセイ漫画や座談会レポート等、広く一般の方に楽しんで読んでもらえる内容とすること。

(ハ) パンフレット表紙のデザインについては、思わず手に取りたくなるような魅力的かつ関心を引くものとする。

(ニ) 記事の内容や掲載写真、デザイン等は発注者と十分に協議して決定するものとし、修正や協議による変更についても速やかに対応すること。

(ホ) 校正は発注者、受注者双方の合意が得られるまで実施すること。

(ヘ) 発注者の指定する地域防災に係る有識者との協議を行った上で作成し、監修を受けた上で最終的なものとする。なお、監修者との調整は発注者が行い、監修にかかる費用は発注者で負担する。

(3) 独自提案

本事業に有効と思われる企画提案をすること。独自提案のために新たにかかる費用については、委託金額に含めること。

4 成果物の納入先及び納期

本業務における成果物の納入先及び納期は以下のとおりとする。

(1) パンフレット

イ 印刷物

(イ) 納入方法 100部毎結束の上、段ボール梱包

(ロ) 納入先 宮城県復興・危機管理部防災推進課

(ハ) 納入期限 令和7年1月31日

ロ 電子データ

(イ) データ形式 PDF及び電子書籍として入稿可能なWord等のデータ形式
(全文及び各章毎の分割データ)

(ロ) 納入形態 CD-R又はDVD-R等電子媒体

(ハ) 数量 1部

(ニ) 納入先 宮城県復興・危機管理部防災推進課

(ホ) 納入期限 令和7年1月31日

(2) 業務完了報告書

イ 納入先 宮城県復興・危機管理部防災推進課

ロ 数量 紙媒体及びCD-R又はDVD-R等電子媒体各1部

ハ 提出期限 成果品納入後1か月以内

5 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 受注者は、本成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を全て発注者に譲渡し、自己の有する著作者人格権は行使しない。
- (2) 制作物の作成や事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、画像等の著作権・肖像権処理などに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し解決するものとする。
- (4) 第三者が権利を有している画像等の二次利用を含め、発注者の判断により、画像等を自由に利用でき、発注者が運営するウェブサイト等への掲載が可能となるような適切な権利処理を受注者において行うこと。また、権利処理に当たって手続きした書類（写し）を提出すること（様式は任意）。
- (5) 受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務の実施により知り得た個人情報情報の取扱いに関し、別記個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

6 その他

- (1) 作業に要する機材、消耗品等は受注者が準備すること。
- (2) 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、第三者に業務を再委託することはできない。
- (3) 本仕様に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (4) 本業務の遂行に際しては、上記に定めるもののほか、環境配慮の観点から次の事項を

遵守するものとする。

イ 照明を使用する場合には、適切な明るさ、不要場所の消灯等電気使用量の節減に努めること。

ロ 廃棄物が発生する場合、再生可能な資機材の使用等、廃棄物の発生抑制に努めること。

ハ 車両を使用する場合、交通ルールを守る、免許証の携帯を確認するなど安全運転を徹底すること。適切な大きさの車両を使用し、効率的な運行に努めること。駐停車中の不要なアイドリング停止等エコドライブを徹底すること。

ニ 令和6年度宮城県グリーン購入の推進に関する計画（令和6年3月）の判断基準を満たすこと。